

企画提案競技審査要領

1 目的

この要領は、生活困窮世帯のこどもに対する学習・生活支援事業に関する業務委託の受託候補者を選定するため、企画提案競技の公正かつ適正な審査に必要な事項を定めるものである。

2 審査会の設置

秋田県健康福祉部地域・家庭福祉課内に審査会を設置する。

3 事務局

審査会の事務局は、地域・家庭福祉課に置く。

4 審査員の構成

審査会は、次の審査員をもって構成し、審査員長は地域・家庭福祉課長とする。

- (1) 地域・家庭福祉課長（審査員長）
- (2) 審査員長が指名する者 2名

5 審査の実施方法

提出された企画提案書及び経費見積書の内容並びにプレゼンテーションの実施結果に基づき、審査会において企画提案者の審査を実施する。

6 審査の評価方法等

(1) 評価方法

- ① 審査員ごとに、別紙「企画提案競技評価票」を用いて行う。
- ② 審査による評価は、評価項目それぞれについて5段階で行い、評価項目ごとの重要度に応じた係数を乗じて評価点を算出する。
- ③ 各審査員の評価点の合計点は、450点満点（各審査員150点満点）とする。

(2) 評価項目及び評価内容・配点

別紙「企画提案競技評価票」のとおり。

(3) 評価基準

5段階評価	評価基準
5	提案内容が特に良い
4	提案内容が良い
3	提案内容が普通である
2	提案内容がやや劣る
1	提案内容が劣る

(4) 重要度に応じて乗じる係数

次の観点により、評価項目ごとに設定する。

乗じる係数	観点
2	重要度が高い項目
1	上記以外

7 基準点

受託候補者の選定において基準となる各審査員の評価点の合計点は270点とする。

8 受託候補者の選定

- (1) 上記6により算出した合計点が基準点（270点）に達している者に対し、点数の高い順に順位を付ける。
- (2) 合計点が同じ者があった場合には、審査員が協議し最終的な順位を決める。
- (3) 1番の順位の者を受託候補者として選定する。